

内容承認		公開・ 非公開の別
吉田委員長	鍋島委員	
承認	承認	公開

会 議 録

- 1
会議名称
令和 6 年度第 1 回 岸和田市環境影響評価専門委員会
- 2
議 題
（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書について
- 3
開 催 日
令和 7 年 1 月 17 日（金）10:05～11:45
- 4
会議場所
岸和田市環境事務所 G 会議室
- 5
出 席 者
[委 員] 吉田委員長 加我副委員長 江種委員 鍋島委員
[市職員] 波積副市長 生嶋市民環境部長
（事務局）重田環境保全課長 北川環境政策担当主幹
亀田事業所指導担当主幹 間担当員
- 6
傍 聴 者
なし
- 7
傍聴場所
岸和田市環境事務所 G 会議室

発言者	発言内容
事務局（重田）	それではただ今より、（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業に係る令和 6 年度第 1 回岸和田市環境影響評価専門委員会を開催いたします。先生方におかれましては、お忙しいところ本委員会にご出席を賜りましてありがとうございます。私、本日の司会を務めます事務局、環境保全課の重田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 開会に先立ちまして、委員の職をお願いするに当たってのお礼とお詫びを申し上げます。この度は、岸和田市環境影響評価専門委員会委員の職をお引き受けくださり、誠にありがとうございます。委員の職を委嘱させていただくに当たりましては、本来ならば委嘱状のお渡しには交付式を設けまして、市長から直接交付させていただくところでございますが、お勤め先のご事情などから早急に委嘱状をお渡しする必要があったため、誠に失礼ながら郵送での交付となりましたことにつきまして、この場をお借りしてお詫び申し上げます。公務ご多忙のところと重々承知しておりますが、何卒お力添えのほどよろしくお願いいたします。 開会にあたりまして、本来ならば市長から開会のご挨拶を申し上げるところでございますが、他の公務と重なっておりますので本日の出席が叶いませんでした。副市長の波積からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。
波積副市長	【波積副市長 挨拶】
事務局（重田）	失礼ながら波積は他の公務のため、ここで退席させていただきます。
波積副市長	大変申し訳ないですがご議論の程よろしくお願いいたします。 【波積副市長 退席】
事務局（重田）	続きまして、初回の委員会でございますので、委員の皆様と我々事務局、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。
－	【委員・事務局 自己紹介】

発言者	発言内容
事務局（重田）	続きまして、事務局から本日の傍聴についてご報告いたします。
事務局（北川）	本委員会は、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例第3条第1項の規定により公開となっております。本日の傍聴はおられません。 また、会議録は条例の規定に基づきまして公開することになっております。 続いて、委員長と副院長の選任に移りたいと思います。 委員長、副委員長の選任につきましては、岸和田市環境影響評価専門委員会規則第4条で、委員の互選により定めると規定されております。ご協議をお願いできますでしょうか。
－	【事務局一任の声】
事務局（北川）	事務局一任のお声をいただきましたが、事務局の案としましては委員長に吉田委員、副委員長に加我委員をご提案させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
－	【異議なし】
	ありがとうございます。ご異議ございませんでしたので、委員長に吉田委員、副委員長を加我委員にお願いしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。委員長、副委員長におかれましてはお席を前の方に設けさせていただいておりますので、お手数ですがお席の移動をお願いいたします。
－	【座席移動】
事務局（北川）	それでは議事に移っていただきたいと思いますが会議録作成のため録音させていただいております。お席の前にある銀色の円盤がマイクになっておりますのでご了承ください。 ここからの進行は、吉田委員長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
吉田委員長	改めまして吉田と申します。進行を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。 では、お手元の議事に従いまして進めさせていただきます。早速ですが、これまでの概略と本日の資料につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局（北川）	【概略及び資料の説明】
吉田委員長	ありがとうございます。続きまして議事に入ります前に、会議録の作成は先ほどの説明にございましたとおり公開になります。後日、事務局が会議録の素案を作成されますが、私、それから私が指名させていただきます委員の方によりまして、内容を点検し承認することとなっております。今回は特に決まっておりませんが、先程の紹介の順番で鍋島委員、もしよろしければお願いしたいと思いますが構いませんでしょうか。
鍋島委員	はい。
吉田委員長	ありがとうございます。それでは私と鍋島委員によりまして内容を点検・承認することとさせていただきます。 それでは早速議事に入ります。（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に関しまして事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局（北川）	【配慮書の記載内容について説明】
吉田委員長	ご説明ありがとうございます。もう既に皆様、環境影響評価の手続きについてご承知のことかと思います。お手元に大阪府の環境配慮書のあらましというのがございますが、

発言者	発言内容
	こちらの3枚目のところにアセスの手続きが載ってしまして、その一番左が今回配慮書の手続きの段階になるということです。ご説明もございましたようにキーになるのは位置と規模ということを中心に、そして、上物については対象にならないということです。この埋め立て地が存在するということに対してどこまで配慮するということを、方法書等の詳細な事業計画が立案された段階で、細かい工事影響とかはまた別として、今の段階で配慮できるような位置や規模についての検討を中心に影響評価を行うというのが、今回の計画段階の主旨かということでご確認をさせていただきました。細かい手続き内容については事務局よりご説明いただいたとおりでございます。 今回、自然環境の分野では鍋島委員、加我委員。生活環境の分野では江種委員、私がカバーしているように認識しております。 22日まで縦覧になっているということで今、市民からの意見はこれから寄せられることになろうかと思えます。並行して、関係市町村からの市長の意見を取りまとめるにあたって、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただければと思っております。 以降は意見を取りまとめるためにそれぞれの立場からご意見をちょうだいできればと思いますのでよろしくお願いいたします。 どなたからでも結構です。それでは鍋島委員からお願いいたします。
鍋島委員	まず埋立ての必要性ですが、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下、「瀬戸内法」。）で瀬戸内海の埋立ては厳に抑制すべきであると言われ、特にやむを得ぬ理由とかがあれば、大阪港の沖のゴミの埋立てとかが新たに認められていますが、今回は産業用の土地をただ造成するだけの目的じゃないのかと思うのですが、何か特に必要性があったのですか。
吉田委員長	3ページですね。
事務局（北川）	大阪府域ベイエリアの産業用地の需要が高まっているというところで土地が必要になってくるのがまず背景にあるのと、基礎自治体である岸和田市の方でも新規土地の造成によって新たな産業創出を目指していきたいという双方の意向の合致があるものと認識しています。
鍋島委員	そういう理由があるわけですね。貯木場は長いこと放置され、何か利用できないかという話がありましたが、今、大阪市域にある貯木場はすでに埋立ての計画が進んでおり、2027～2028年ぐらいから埋立てが始まるとか聞いてるんです。大阪府は瀬戸内海で一番埋立て面積が大きく、大阪府民が水辺に降りて水を触れる場所がないぐらい埋立てされてる地域です。埋立てをするのであればそれなりに市民が自然に触れ合うような場所も同時に作るべきじゃないかということで、いろいろ意見を言わせていただこうと思います。
吉田委員長	まず前提として、貯木場のところは瀬戸内法に規定される場所に法律上は当たるという認識でよろしいですか。
事務局（北川）	そこは確認させていただきます。
吉田委員長	外海と接続があるので繋がっているのは間違いないと思います。公共用水域として扱うべきものなのか分からないので、ご確認をお願いしたいと思います。一応、瀬戸内海という前提でご意見いただければと思います。 今の点に関する部分は私も少し説明が不足している部分があるかと思っております。まさに、2.1の対象事業の目的のところですね。埋立ニーズの部分だけが強調されていると思います。新たな土地造成による産業物流用地創出のニーズ面が非常に強調されているん

発言者	発言内容
	ですが、現状の貯木場が今どうなっていて、この貯木場の活用に対して市の位置付けがあまり触れられてないんですね。 例えば岸和田市の都市計画マスタープランを見てみますと、ここでは木材町地区が木材の輸入形態の変化により原木取扱量が減少し、貯木場の大半が低利用な状態になっていると書いてあって、はっきり大阪府のまちづくりグランドデザインの中でも活用していく方向ということで、その活用すべき対象というのはかなり人工的な環境であるが、なおかつ低利用になっているという、放置されている状況にあるということをしっかり書いていただくことの方が、主旨がよく分かっていただけるんじゃないかなということです。方法書の段階においては、貯木場利用の現状をしっかり記載していただくべきではないかというのは私も付け加えたいと思います。 では、ご意見がございましたら。
鍋島委員	既存文献のデータで今の対象域の環境の状況が計画段階環境配慮書に載せられていますが、候補としてB案が突出してますよね。A案とかC案にしますと、まだ漁業で使われている海域なので、漁師さんの漁業補償とかも考慮する必要がある。ここでこういうものを獲っていたのに、獲れなくなるじゃないかということがああるし、A案とかC案にしたときに漁業組合はどういう意見があるかも聞いておかないといけないと思います。 B案は周囲が全部埋立地になっていて埋めやすく、市民が生き物と触れ合う場所をつくるには、高速道路のある方から埋める方がいいのでは。沖側のところを残して作る方がやりやすいかもしれない。その辺りの土地の使い方ですね。例えば高速道路の下を埋めると柱の下が使えないから売りにくいので、高速道路側に水域を残して、埋立地区が沖の方の何もない所へ固めているのか。 それと、貯木場のところの生物についての記載が全くないですね。A案の周辺とか、C案の沖の埋め立て地の種類が何百種とか何十種とか書いているが、肝心のB案の埋立てで無くなってしまう貯木場のところの評価が全くされてないですね。 私は時々、この辺りの生き物を見に行くんですけども、最近何十年と材木が入らずに水が出たり入ったりしていますので、水質の方もずいぶん改善されてきてるんですね。砂が道沿いの護岸に溜まってるところでは大きなアサリの貝殻が多く、ナミマガシワガイという貝などが石の上についています。あと、水面を見るとクロダイとかスズキが結構たくさんいて、釣り人がそこで釣っています。ちょっと歩いたら必ずクロダイが見える状況になってきているわけです。昔は夏になったら水面が青白くなって、青潮状態になって、その時に生き物が全滅していました。それが回復した秋から、また生き物の子供が入ってきて、翌年の夏辺りまでいっぱい育ってくる。そういう繰り返しを経て、生き物が生存している時間がだんだん長くなってきています。だから、こういう水面を利用し、干潟的な環境にすれば、いろんな生き物が出てくると思います。 特に材木の有機物が池の底に溜まって、それがまだ分解したりしますので、そういうものを取り除いて、砂を入れて浅くすれば、その水面の中の水が潮汐によって入れ変わって、青潮化した悪い水がほとんど発生しないくらい浅くすれば、いろんな生き物がいっぱい出てくるんじゃないかと。太陽の光が当たるような1m以下の浅い海底の高さにすればかなりの水が外へ出ていき、酸欠なんかもかなり解消されるんじゃないかと思っています。 B案が一番良いという理由は、漁業がされていないことと、周辺の海域の水の流れを大

発言者	発言内容
	きく変化させないということですね。A案は岸和田の埋立地とか阪南2区とかの水の流速が落ちます。海水の交換が悪くなって環境が悪くなります。A案にするとかなり大きな影響が出てくるわけです。だからA案・C案は、B案のための伏線みたいな感じで書かれているようにうかがえます。 そういうところで、もう少し貯木場の環境とか生物の状態とかについても調査をしておくべきではないかと考えます。
吉田委員長	よろしいですか、関連して。私も今の鍋島委員が仰ったお話というのは水面の埋立ての規模をどれぐらいにするかによって変わってくると思うんです。それによって残置水面がどれぐらい残されるかということにも影響してくると思います。今、配慮書の3ページに埋立ての面積等は詳細検討を行った後に決定すると書かれております。恐らく、配慮書の段階では配慮書が必要となる50haをマックスの規模として安全側で計画されてると思うんですけれども、やはりこの水面の価値ということを考えますと方法書においてまずは規模をどういうふうに検討されるのか、今後検討されると思うんですけれども、その検討経過をしっかりと方法書の方では述べていただきたい。 それからY o u T u b eの情報では、南水門と北水門の間に真ん中の、中の通り部分ありますね、これを中水門というふうにY o u T u b eで言われていましたけど、そこに水中カメラを入れて撮影してるものがありました。そこにはどっさりと本当にクロダイやスズキやらが映ってまして、これぐらい魚影の濃い環境になってるんだなということがございました。配慮書の段階では既往文献を中心に検討されるということなので得られる情報の範囲では、明らかに委員も仰ったように環境が良い方向に改善されていると思われます。生物相が豊かになる方向へ。今、極めて人工的な環境でありますけれども、その中にその生き物が育まれている環境が今あるので、方法書の段階で生物相の調査についてはしっかりとやっていただきたいということもぜひお願いしたいと思います 仰った市民と触れ合うと言われてた部分ですね、これはすごく大事だと思います。後で出てくるかと思うんですけれども、配慮書の方にもありましたけれどもこの貯木場周辺というのが心に残る眺望景観という地域資源として認識されております。配慮書は先程事務局よりご説明がありましたように、その主要な眺望点が含まれるか、つまり、どれだけの眺望点から見られるかということだけで評価されている。これは基本的なガイドラインに従った評価の仕方だとは思いますが、そもそも、その水面の触れ合える空間としての価値、つまりこれ自体が、この水面があること自体が地域資源であるという認識とはちょっと違う視点で評価されてるんだと思います。そういう意味ではできるだけ規模を決めるに際してはここが心に残る眺望景観なので、つまり貯木場がある風景というのがすごく大事な地域資源になっています。産業の物流の拠点エリアとして大事だと思うんですけれども、できるだけ残置水面、水面が残る貯木景観が生物関係も含めて残る方向に、できるだけ水面を残す方向での規模の検討をお願いしたい。しかもその残された水面を市民が触れ合える、また眺望景観としても、岸辺の水際の構造だとか、そういうことも含めて環境保全措置も検討いただきたいというのが、私からは追加の意見としてあります。 ちょっと余談ですけども、鍋島先生が仰った、手前から埋めたらいいかというのは、私はちょっとそこは検討の余地があるかなと思います。要は、北水門と南水門が割と手前側にありますね。水の交換と鍋島先生が仰った大事な視点を考えると今のエリアで、私が付

発言者	発言内容
	け加えたいのは、これから形状を決めていくと思うんですけども、水の交換をできるだけ促すような形状が大事かと思います。同じ面積を取るにしても、水門の特に南水門のところが目いっぱいまで埋立ての線が書かれてるんですね。もうちょっとここは何とかならないのかと思います。海水の交換をしっかりと促して、残される水面の水の交換がしっかりと促されるような、構造も検討いただきたい。それによってここが綺麗になって、ちゃんと一定の生物が住めるように、併せて水深も生物相を豊かにするような方向で、水環境を維持するような方向で水深もしっかり検討していただきたい。そこが大事な視点かと思った次第です。以上、付け加えさせていただきます。
江種委員	今の流れの中で私が思ったのは、ここの貯木場を埋めることによって、生態系等がどう変わるかということは、私の専門外なので分かりませんし、クロダイとかが今はいるとかいうことも初めて聞いたので。そういう観点でいくと生態系にとって優しくない意見かもしれないですけど、なんで全部埋めないのかなというのが、まずこれを見て私が最初に思ったことです。なんで貯木場を一部だけ残すのかなと。そのメリットが何も分からないので。なぜこの3分の2ぐらい残して湾岸線の下は残すのかというのがちょっと分かりません。ここにある生態系を残したいというような意図だったら分かるんですけど。それについて、今日初めて鍋島委員から聞いて理解したところなんです。いっそのこと全部埋めてしまったら、先程吉田先生が言った北水門、南水門みたいな話も全く関係なくなるわけですね。そんなことなく全部土地になっちゃうわけですから。だからなぜ一部だけ。貯木場全部埋めてしまうという計画にならなかったのかがちょっと疑問に思いました。ここに天の川が流れ込んでるので全部埋めちゃうと出口をどうするのかという問題もあるんですけど、なぜこの一部だけという。 生態系の観点でいうと残った方が良いのであれば、それで良いと思うんですけども。そういう観点がもしないと、特にここの貯木場周辺の生態系といったものは、埋めたとしても、それ以外のその周辺にしっかりとした生態系があるので大丈夫だとかというような意見であれば、全部埋めてしまった方がよほど手っ取り早いんじゃないかなと思います。鍋島先生が仰ったように重要な生態系が育まれてきつつあるので、それを生かすんだというような目的で、府の方も計画してるのであれば、こういう案でもいいのかなと。そこまで大阪府の方で考えられてるのが疑問ですね。関連するところで、思ったところを述べさせていただきます。
事務局（北川）	委員長よろしいでしょうか。
吉田委員長	事務局お願いします。
事務局（北川）	大阪府の方からあまり深くまでは聞いてないんですが、阪神高速の橋脚に接する形で埋立てることができないと。橋脚を守る意味で全部埋め切ることができないというところを聞かせていただいています。
江種委員	そうなんですか。なんかできそうな気がするよな。
鍋島委員	なぜ、高速の基部側を残すのか、埋めてしまうと橋桁が弱ったりするんですかね。
事務局（北川）	構造的な部分まではちょっと私も聞けてないです。
江種委員	そういうことをしっかりと今後検討いただいて、そういうのもちゃんとこういう書類に明記していただく必要があるのかなと思います。それはそれで、法律的にできないのはしょうがない。じゃあ残るんだったら鍋島先生が仰ったような感じで、生態系がここのわ

発言者	発言内容
	ずか4分の1ぐらいになっちゃいますけど、この部分に今の生態系が残るような配慮をして工事をしていただくような方向に進んでもらえればいいと思います。
吉田委員長	開発者の立場からすれば、全部埋立てればいいというのはあると思います。今は環境配慮の影響評価なので本当にそこまで埋めるのが適正なのかという検討は大事なのかなと思います。 1点、お伺いしたいんですが、私、その水面を浅くするというのが興味深いと思ったんですけど。例えば、クロダイがここにしかいないのかということとそんなことはなくて、その外側の木材コンビナートの壁面にずっとテトラがあるんですが、ここはかなりクロダイや先程のスズキなんかも魚影の濃いものかと思っています。一方でアサリがコンビナートの外側にいるのかということ、多分、貯木場で汽水とまではいかないと思うのですが外海との交換が緩やかにあって、砂地もあってみたい。たまたまそういう環境が干潟までいかないですけど作られて、アサリが来たのかなあとと思うと、新しくまた外海とは違う生物環境がここに形成できるというポテンシャルもあるのかなと思ったんですね。
鍋島委員	そうですね。6ページに地図がありまして、B案と書いてる位置が忠岡漁協ですけど、ここから水路で貯木場へ水が入ってくるのですが、忠岡漁協の外ところが浅くて砂が溜まっています、そこにたくさんアサリがいるんです。そこで生まれた幼生がこの水と一緒に中に入ってくる。そこで浅いところへ頒布されて出てきてるんだと思います。
吉田委員長	元からこの川の方にアサリはいたわけですね。
鍋島委員	はい。今、大津川の出口辺りのところにはマテガイという細長い貝も出てきてます。40年か50年ぐらい全くなかったんですが、またそれが復活し始めてるんです。 多分50haというので、一番簡単に埋めやすい、土を放り込みやすいところがこの候補地の区域になってるんだと思います。土地がいるのなら、阪神高速のところから埋めたらいいのでは。この南北と中央の水路がこの水面の中の生態系にとっては一番重要なライフラインみたいになってまして、吉田先生が仰るとおり、この貯木場の埋立地のところが南側の水門の出口ギリギリまでされると水の交換がかなり悪くなると考えられます。この2つの水門が一番の生命線なので、これをうまく利用して、生態系の残るような場所を作ろうとしたら、埋立地の形も埋め立てる前に考えておかないといけないと思います。 それと天の川。これが毎年夏になると水が青くなってまして、かなり有機物の多い水が流れてくるんです。僕は海の方ばかり見ていたのですが。たまたま通りがかったら貯木場の水面が青潮になってないのに、この川が青色になっていました。だから天の川をそのままにして岸側に水面を残すと、水面の容積が小さくなることからかなり影響が大きいんじゃないかと思っています。だから残存水面の中にアサリとかが住めるような干潟的なところにしようとする、ある程度この川の水をどこかへ出すように水路を作るとか、そういうことも必要になるんじゃないかと思っています。天の川が過栄養な水を水面に供給していることを表すデータが全く示されていないですね。
江種委員	天の川では水質測定点がないので分からないんでしょうね。今、鍋島先生も仰ったとおり、水質の観点から、あと底質の観点から見ても河川の出口の海域が狭くなるということなんで。でも、上流からは同じように川から排水、これがどれぐらい処理されている水が流れているのか分からない現状です。分からない現状なので、もしかしたら天の川の水質が鍋島先生のおっしゃるように、結構悪いようであれば、狭くなった残りの海域の水質が

発言者	発言内容
	希釈されないので汚す原因になってしまうということがあります。この一部海域を残すということであれば、天の川の水質等も測って、しっかりと生活環境的な水質的にも影響ない、さらには生態系の関係の水質環境項目もありますから、生態系の環境の水質環境項目を測るようにしてもらいたいと思いますね。 それと、水の流れの観点で言うと普通に考えてA B CでB案が一番、周辺海域に影響ないのは当たり前なんですよ。見ただけで誰でも分かる形で。結果も流況解析とかやってるんですけど、結局貯木場の中は何も出入りがないという、ここまで入れてやってるのかどうかよく分からない状況なんですよ。129とか130ページですけれども。 これをもってどうだとは、ちょっと言えない状況だと思うんです。AとかCとかだったら言えると思うんですけれども。貯木場の中がどうだというようなことはしっかり解析した上で、水の出入りが全然ないという結果がこれなのであれば。でも、実際には水の出入りが行われ、実際に水質は改善してきているということがありますので、しっかりとB案にするのであればそのB案の特性を活かしたような感じで検討とか調査解析とかも、しっかりやっていただきたいなと思います。これが貯木場の中まで含めた上での、解析結果になってそうな気もするんですけれどもね。でもちょっとよく分からないので。現状ではB案にするのであれば貯木場の中の水の動きといったものをしっかりと捉えるような評価をしていただきたい。それは生活環境的、C O Dとか、トータル窒素、トータルリンみたいなものもありますし、生態系の観点の水質資料もありますので。そういったことをやっていただきたいと、配慮書を見て思ったことです。 これどこでB案に絞られるんですか。どの段階でしょう。
吉田委員長	配慮書の段階で位置が決まりますので。位置がA・B・Cどれがいいかということで。
江種委員	B案に決まったらもうちょっとB案に特化した調査に携わられていくという。
吉田委員長	そうですね。形状がまだ決まってないので。大事な視点だと思います。
江種委員	B案に特化したというか、B案の内容が分かるいろんな予測調査等を進めていただければと思います。
吉田委員長	天の川の水質を調べてくださいというのは大事なことじゃないですかね。それから水流も。
事務局（亀田）	公共用水域の水質測定で岸和田市は天の川でやってるんです、競輪場のところです。ただ、恐らく事業主体の方がデータを拾いきれてないんだろうと思います。 位置付けとしまして、春木川とか大津川とかの河川ではなくて、天の川自体が都市下水路という位置付けですので、環境基準の設定はされてないんです。ただ、大阪湾に放流してますので、岸和田市の方では天川橋というところ、旧26号線のところの橋ですが、競輪場の横のところの橋で測定しています。 26ページの図を見ていただくと、ちょうど天の川って青い線で描いています。その東側の起点のところですね。それがちょうど橋になります。
鍋島委員	かなり上ですよ。
吉田委員長	源流というか、水源はあるんですよ、ちゃんと。
事務局（亀田）	たどっていけば久米田池までつながっています。
江種委員	その辺りは排水が入ってそうですね。排水が水源なんですよ、多分。
事務局（亀田）	そうです。合流とかの雨水吐きみたいな部分が全部そこに流れ込んで。

発言者	発言内容
吉田委員長	それなら雨天時は大変なんですね。
事務局（亀田）	底に溜まったものが処理しきれないので、暖かくなってきたら青くなったりというのはそこで上下してるだけになってる。
江種委員	この辺り、都市下水路なんで終末処理場には繋がってないと思うんですけど、生活排水の処理は合併処理ぐらいが普及してる感じなんですか。
事務局（亀田）	古い家が多いのでまだまだ単独で。
江種委員	だったら結構負荷は大きいですね。
事務局（亀田）	ただ、下水自体、普及率が高いので。100に近いのかと言われるとハテナはつきますが、ある程度は処理できてます。
江種委員	岸和田市さんの持ってるような水質データを大阪府に提供して評価してというのはできるんですかね。
事務局（亀田）	大阪府にはデータを出しているんで、この多くの資料もうちが測定してるデータを使っています。だからその部分に関しては拾いきれてない部分もありますし。例えばデータを単年しか書いてなかったりとか、2年分しかなかったりしたときに、この年はやったけど翌年はやってないというローリング調査みたいな感じのものが、恐らく拾いきれてない部分があったりします。そういうものは注文付ければデータを集約されるんだろうなという認識はあります。 残す部分、B案ありきで我々の方から言う話じゃないですが、もしB案って仮定したときに水の部分が示されてますので、そこに対する影響を考えたときに、当然、天の川から入ってくる水に対してどう影響する、どういうふうな形で拡散していくのかということは、必要な話だと思っています。それについてまたご意見をいただいた上で、お話をさせてもらおうと思ってます。
吉田委員長	そうですね、水深によって交換率も変わってくると思いますし。 はい、どうぞ。
鍋島委員	B案の貯木場については、生物のデータとかはほとんど示されず、全くいないみたいな感じになってます。ところがやり方次第によっては、阪南2区の沖のところは埋立地の残った水面を砂浜にしています。そこで以前アサリが爆発的に発生しました。今は温暖化で温度が上がり過ぎてアサリを食べるエイの仲間が入って来て食べ荒らすので、アサリが残っているのが石の下の砂にしかいません。エイの口が届くところは全部食われてほとんどいない。堤防に近いところの石が崩れてコロコロしてるところは上からエイがかぶさっても口が届かないので、その下には大きなアサリがいるんです。 それと阪南2区の砂浜にはいろんな生き物が見つかっていまして、この配慮書にも書かれています。それと大津川の河口あたりは、先ほど言ったマテガイとかムラサキガイという砂の中に深く潜ってすむ貝とか、そういうのもたくさん出てきてます。ところが調査とかをするときに採泥器でちょっと掘むだけだとムラサキガイなんかはそれより下に本体があるので出てこないんです。 それと、この水面は浅いので先程のクロダイとかスズキがいっぱいいます。いるというのは稚魚が浅いところへ入ってきて、子供のときには石の上に生えてる海藻とかをまず食べまして、大きくなってくると貝とかゴカイとかそういう動物食の餌に傾いてきます。このB案の場所は夏場に水が悪くなるとみんな外へ出てくるんです。だからこういうクロダ

発言者	発言内容
	イとかスズキとかの子供時期の繁殖場になっている可能性がある。そういうことに関しても全く既往文献もない。調査がされていないために、この水面にどれぐらいの生態的なポテンシャルがあるかとか、周辺海域への寄与というのも調べないといけないのではないかと思います。 それと中が割と浅いので植物プランクトンもたくさん発生します。大阪湾は今、昔に比べて栄養分が少ないので供給源になっている可能性がある。近年いろんなところでカキの養殖をやったりしてるんです。貝塚でも確かカキの養殖を去年あたりからやったりしてます。こういうところでプランクトンの珪藻類なんかの供給減になっていて、それが外へ出てきて、海域に出て、またカキの餌になるという役割もあると思います。B案にしましょうという感じで、データを取り揃えている割には、B案の水域のデータが全くないのはおかしいと思います。
吉田委員長	これは配慮書段階では形状も分からないし、調査もできないという段階なので、ぜひそこは方法書の段階でしっかり調査してくださいということですね。
鍋島委員	そうですね。
吉田委員長	そういう方向で意見集約できればと思います。 ちなみにこの天の川は、岸和田市は触れられるんですか、環境改善というか。
事務局（亀田）	天の川に流入してる生活排水に対しての改善の指導とか、こういうふうにやりましょうという生活排水対策に対する計画は岸和田市が持っていますので。
吉田委員長	管理者は誰なんですか。
事務局（亀田）	途中までが岸和田市で、その残りが大阪府になってると思います。
吉田委員長	どこから大阪府になるのでしょうか。
事務局（亀田）	臨港、海側の方は大阪府になってると思います。注ぎ口の方側は。
吉田委員長	手前は岸和田市なんですね。なるほど。 やっぱりここの水面が本当に大事な、これから価値を増してくような水面になるとしたら、岸和田市にとってもすごく大事な財産になるかと思います。 ちなみにこの水面は、大阪府の港湾局のものでしょうか。
事務局（亀田）	公有水面なので大阪府が持つてる。最初の瀬戸内海法の話で13条の方で埋立てはやめておけという意向が出てるので、そこはもう公有水面に含まれるかどうかと言ったら公有水面ですので、国の方からやめておけというところの縛りに、引っかかってくるという認識ではいます。
吉田委員長	その生物相は豊かにする方向で例えばどんな形状にするとか、底を今のコンクリート張りのところからより繁殖場として有効にできるような環境にうまく大阪府と共同してできないものですかね。
事務局（亀田）	残すべき環境という形を想定してご意見いただいているという認識です。要は単純に生活排水を大阪湾に流すためだけの水抜き水路として残すのか、残すのだったらそれが大阪府民の財産になるような自然豊かで、自然と触れ合えるようなところに設置していくのかというのは、意見としていただいた上で伝えていくという認識です。そこをB案で決まった場合にはそういうことに配慮してほしいというような話はしていきます。
吉田委員長	それをゼロから夢物語で持っていくんじゃなくて、現に恐らくそういう機能を果たしてるんじゃないかという、専門家の方から観察に基づいたご意見も実際にありますので、そ

発言者	発言内容
	こはしっかりって書いていただいて、大阪府に判断いただきたいと思います。
江種委員	しっかりと実態を把握していただくことをまずしないといけないですね。Y o u T u b eとかにも載ってるような生態系が、しっかりと育まれているのかどうか。
事務局（亀田）	配慮書の段階で情報不足じゃないかというご指摘をいただいていると思います。その辺については、岸和田市でこう考えていますと伝えていきたいと認識しています。
吉田委員長	はい、ぜひお願いしたいと思います。
江種委員	よろしいですか。これはあまり関係ないことになると思うんですけども、これから調査するときに、120 ページですけども、地下水、地形、地盤、土壌というのは選定していないということなんですが、土壌汚染の原因となる物質を含む土砂を搬入及び搬出しないというのは、完全に清浄土が搬入されることがもう決まってるわけなんですね。
吉田委員長	いや、まだ決まってないと思います。分からないと思います。だからそこは大事なポイントだと。そこが担保されて初めてこの予測は成り立つ話です。
江種委員	そうなんですよ。場合によっては含まれてる可能性があるのであれば、これを外すのは問題があると思います。もう決まってる、清浄土しか搬入されない、自然由来も含めた有害物質を含んでない土壌を埋立てに使うんだというのが決まっていればいいんですけども。決まってない状況だったら、ここを外すのはいけないんじゃないかと思いますね。
吉田委員長	だから、方法書の段階ではやはりそこをきちっと。もし、方法書の段階でも外すということであれば、そこを担保するだけのしっかりとした事業形態ですか、そういう土壌を搬入しますということを明記した上で選定手続きをしていただきたいということは大事かと思います。
江種委員	大阪のどこから持ってくるのか分からないですけど、大阪も結構自然由来の汚染されている土壌がいっぱいありますので。持ってくるころによっては、土壌汚染がないと思ってても、砒素が含まれているというような、Ma13 層とかありますので、現時点で外すのは問題があるかと思います。決まっていればいいですけど。もし決まってないのであれば。
吉田委員長	根拠を明確にしてくださいと。この土壌汚染の原因となる物質を含む土砂の搬入をしないことを書かれている、その根拠を方法書の段階で明確にいただきたいと思います。
江種委員	これまだ上物は決まってないですよ。ここから多分、関係ないことになるんですけど、上物が決まってなくて物を建てるってことになったら、土壌汚染対策法の対象になってくる可能性が十分ありますよね、3,000 m ² 。
事務局（亀田）	かかります。
江種委員	かかりますよね。はい、それだけです。
吉田委員長	搬出についても貯木場の干底の泥の調査は全然されてないわけですね。例えば、ダイオキシンがないとかあるとか。
事務局（亀田）	まだその事業計画の段階なんで調査されてないと思います。実は汚泥が下に溜まってるとか、産業廃棄物とか、一般汚泥とかがあった場合、そのまま埋め立てるのかといったときに、そのまま上に土を放り込まれないのであれば、やはり抜き取らないといけない部分が出てきたら、その場合はその段階で受入先も困りますので、分析した上での話です。
吉田委員長	ですよ、そこも床掘りというのはされると思うんですね。その段階で土壌汚染の原因となる物質を含む土壌を搬出しないかどうかというのは調査しないと。事務局が仰るように調査しないと分からないと思いますので、きちっとその具体的に事業計画が固まって、

発言者	発言内容
	方法書、工事段階も含めて影響評価をするということが大事かと思います。方法書の段階ではしっかりと調査を行っていただきたい。ぜひ、お願いしたいと思います。 はい。では、加我委員。
加我副委員長	今回はA案とB案とC案で、ここは物流用地が必要だということで検討が始まってますが、環境に与える影響でB案の貯木場のところのデータが不足しているというのは、今日、大変勉強になりました。これからよろしくお願ひしたいと思います。 貯木場は元々産業用地で木材の物流用地だと見ると、ここは公有水面ですが今の物流形態では使われなくなって、今の物流形態では陸域でなければ物流が達成できないということで。A案のように海の公有水面のところ、外の海のところの公有水面のところを新たに産業用地にする。C案も半分がそうで、貯木場であったところにプラスまた海のところを埋めていくということでは、B案はある意味、産業用地から産業用地への転換ですから妥当な土地利用転換、土地利用が転換されない形態の変化なのかなとは思ひます。 そんな中で景観とか自然との触れ合いでは、A案の方が影響は少ない。それは沖出しでするので、眺望点からの距離が遠いということがあります。人と自然との触れ合いの活動の場ということで行くと、現在ある活動の場所を通して見たときに、C案の方が影響が少ないというようなことがござひます。総合的に見ると、沖出しを新たに作るのは、今後のことを考えるといかがなものか。やはりB案が妥当なのかなと思ひてます。配慮書から次に上物整備のときに景観の変化みたいなことをどう受けとめていくのか。ここは心に残る景観資源にもなってますが、それは今回、貯木場としての広がりはなくなります。それが場合によってはC案の位置の方でまだ面影が残っているということも考えられるかと思ひますので、B案のところの生態系のデータを出してきっちりと見ていただいて、環境への配慮は十分にしていきたい。土地利用転換的にはある意味B案の方が妥当なのかなと思ひます。
吉田委員長	C案は木材整理場と書いてますね。木材整理場にも木材はあるんですか。
事務局（北川）	詳しい利用の仕方は分らないです。
吉田委員長	何らかを書いてある以上は木材コンビナートなり、貯木場の関連空間としてあるんだとしたら、そういう意味でC案にも景観資源、景観的な空間として一部維持されるのはありがたいことかなと思ひます。
事務局（亀田）	原料がほぼほぼ海外から来てるのが実情です。貯木場に木が浮いてるかと言われると浮いてはないです。C案の西側の方に舟が着いてそこで下ろしていると。
吉田委員長	持ってくるわけですか。
事務局（亀田）	そうですね。その出っ張りの部分の陸域の方に積んでるという形になります。積んでる側のまだ西側の方で、フェンスで囲んでそこで防疫検査で滞留させてるものもありますし、東側の方で大きな船が着いてそこから下ろしていると。
吉田委員長	なるほど。そして水門を通して中へ引っ張ってくるということですか、検査でOKだったものは。
事務局（亀田）	どう運んでるかまでは。水門はあまり関係なくて、陸送という認識ではいます。夜間にやることが多いので。
吉田委員長	はい、ありがとうござひます。他には。 これは半分願望でもあるんですけど、港湾の分野でも最近、カーボンニュートラルコン

発言者	発言内容
	ビナートとかカーボンニュートラルポートとか言われますね。先ほどの鍋島委員のお話から浅場、繁殖場というところから、先生、ここに例えばアマモとか藻場を作るのは難しいですか。
鍋島委員	できないことはないと思いますが、水の動きが必要でして、アマモも長く伸びると、水の動きが悪くなり、葉の上に泥が溜まり、それで枯れて駄目になったりします。水の流れがあるような場所ですと、砂入れて石ころ混じりの砂場みたいなところがあれば、生えることは十分考えられると思います。
吉田委員長	はい。最低限書いていただきたいのは、上物はあまり関係ないと思うんですけど、工事段階では関係あると思いますので、当然、こういう造成するにしても港湾地区ではありますので、工事段階で温室効果ガス削減はぜひ取り組んでいただきたいと思います。できればブルーカーボンは大阪湾のエリアですごく大事に言われていますので、浅場で担って水が入ってというところで、少しでも海域を利用して炭素処理に貢献するような、そういう空間が作れるようだったら、炭酸ガスを出すばかりではなくて、そういう観点も含めて検討いただきたいぐらいのことは、書いてもいいのではないかと思います。ちょっとご検討ください。
鍋島委員	岸和田沖の埋立地のところで、昨年か一昨年あたりから子供らがアマモ場づくりとかをやっていたんですが、なかなかうまくはいかなかったみたいです。B案の貯木場の水面を見に行きますと、海藻は冬から春にしか生えないんですが、エナシダジア、シラモ、オゴノリとか、他の海藻類が多少生えたりしています。浅ければ光が当たって生えてくると思います。
吉田委員長	阪南にアマモを植えてましたけども、台風が来て全部やられたと、根こそぎ持って行かれたということもありまして。そういうことからいくと、水門があることである意味守られてる区間でもあります。そういう意味ではきちっと維持しやすいエリアでもあるのではないかと考えています。
鍋島委員	冬場は鳥なんかも結構たくさんここへきてます。冬場とかは水質も良いですから、魚や藻類とかを食べる鳥などが何の支障もなく泳いでます。
吉田委員長	なるほど、魚だけじゃなくて鳥類も含めた調査をしてくださいということですね。ちゃんと今の貯木場、産業空間、或いは産業施設だと思うんですけども、それが一定の生態系を維持する空間としても機能してる可能性があるということなので、それを調査していただきたいということですね。貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。 はい、どうでしょう。およそはやっぱり調査が少ないということ。それから貯木場自体の新しい機能、基本的には先生も仰ったように、元々貯木をするという、人工的な産業の一部を補完するという、産業用の木材のサプライチェーン上の施設として位置付けられたものだということもありますけども、それが水質改善ということもあってかなり良好な水質環境、水質もそうでしょうし、生物相も含めてそういう一定の生態系を維持する空間として現在、機能してる可能性があるのでもそこをしっかりと調査して反映していただきたい。特にその水辺空間を少しでも残す可能性があるときに水門がキーになってくるので、それは水流をどうするかという関係も含めて、より、今まで維持されてきた環境容量が埋立てによってかなり圧迫されてしまうので。さらに、そこに入ってくる土もどうかということです。有害なものが入ってきたら溶出して、せっかく水面が残っても使えない水にな

発言者	発言内容
	ってしまうと意味がないですし、やっぱり方法書の段階でもう少し具体的に精緻していただきたいというところと、その形状なりを決める場合、或いは搬入土壌の計画策定をする際には、環境への影響ということをしっかり配慮した上で検討いただきたいということですね。特に水門のところの形状は大事な点。前提として今そういう生態空間、新しい機能がそこに貯木場としての生物を維持するという意味での、或いは繁殖するという意味での大事な機能が育まれてると。調査の上でそういう知見が得られたら、それをもとにということだと思います。ちょっと書きぶりが難しいかもしれませんが。それで炭素貯留したら大阪府が頑張ってるブルーカーボンになりますよみたいな。良い方向でまとめていただけたらと思います。 大体出尽くしたと思いますので。大きな根本的にこの配慮書の手続きを含めて反対というか、異論というのではないと思いますが、情報がまだきちっと入れられてないという観点でのご意見が多かったと思います。それを元に今後、この委員会の意見を答申としてまとめる必要がございます。一度これを事務局でこれまでの議論を書面に整理していただいて、各委員にご提示をお願いできればと思います。 事務局、この後の進め方についてお示しいただけたらと思います。
事務局（北川）	私の方で会議録と、ご協議については一旦締めていただけるということで答申書の素案を併せて送付させていただきます。会議録については、吉田委員長と鍋島先生に確認していただいた上で、答申書の素案を作って、それぞれの委員様に答申書の素案は見ていただく。答申書の素案については、何度かのキャッチボールが必要になるかと思ってますけども、そういった形で会議録と素案をメールでやりとりさせていただけたらと思います。
吉田委員長	はい。大体、タイムスケジュール的にはどこぐらいまでに答申をまとめなければならないというデッドラインはあるんですか。
事務局（北川）	答申は、3月14日までに意見を出すということからしますと、時間的にはまだ十分余裕はございます。ただ、あまり長引かせないように、先生方も2月に入りますとスケジュール的に厳しい時期に当たるのかなと思っていますので、できればせめて会議録については今月中にお送りさせていただいて、諮問書の案も第1弾を見ていただけたところまでは早めに持っていきたいと思っております。
吉田委員長	時間的に少し余裕はあるということで安心しました。 わかりました。そういう進め方でよろしいでしょうか。 はい、ありがとうございます。承りました議事につきましてはこれで終了させていただければと思います。積極的なご審議を、また貴重なご意見を賜りましてお礼申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。 それではこの後の進行を事務局の方にお返ししたいと思います。
事務局（北川）	それではこれもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。 どうもありがとうございました。